（第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第二条　第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものとして移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
目次 ［第一章　略］ 第二章　法定機能の内容等（第四条） 第三章　原価及び利潤の算定（第五条―第十条） 第四章　接続料設定（第十一条―第十五条） 第五章　複数事業者による接続料設定（第十六条） 第六章　接続料の計算等（第十七条） 附則	目次 ［第一章　同上］ 第二章　機能（第四条） 第三章　原価及び利潤の算定（第五条―第十条） 第四章　接続料設定（第十一条―第十五条） 第五章　接続料の計算等（第十六条） 附則
（目的） **第一条**　この省令は、第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）が取得すべき金額（以下「接続料」という。）に関して、電気通信事業法（以下「法」という。）第三十四条第三項第一号ロの総務省令で定める機能（以下「法定機能」という。）、法定機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に関する事項を定め、もって法定機能ごとの接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを確保することを目的とする。 （遵守義務） **第二条**　事業者は、法定機能ごとの接続料に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。 **第二章**　法定機能の内容等 **第四条**　法定機能は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。	（目的） **第一条**　この省令は、第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）が取得すべき金額（以下「接続料」という。）に関して、電気通信事業法（以下「法」という。）第三十四条第三項第一号ロの機能（以下「機能」という。）、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に関する事項を定め、もって機能ごとの接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを確保することを目的とする。 （遵守義務） **第三条**　事業者は、機能ごとの接続料に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。 **第二章**　機能 **第四条**　法第三十四条第三項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の各号に掲げる機能の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

区分	機能の区分	内容
一　次項に掲げる場合以外の場合	イ　音声伝送交換機能	第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能
	ロ　データ伝送交換機能	第二種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）が設置する当該電気通信設備と第二種指定電気通信設備をＧＰＲＳトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備との間で専ら符号又は影像の伝送交換を行う機能（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五で定める条件に適合する無線設備であって、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものを使用した符号又は影像の伝送交換を行うものを除く。）

一　音声伝送交換機能　第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能

二　データ伝送交換機能　第二種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）が設置する当該電気通信設備と第二種指定電気通信設備をＧＰＲＳトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備との間で専ら符号又は影像の伝送交換を行う機能（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五で定める条件に適合する無線設備であって、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものを使用した符号又は影像の伝送交換を行うものを除く。）

三　番号ポータビリティ転送機能　番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能

四　ショートメッセージ伝送交換機能　特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して行われる文字の伝送交換を行う機能